

平成 15 年 4 月 28 日付け「資料等提出依頼」について（回答）

平成 15 年 4 月 28 日付「資料等提出依頼」について、下記のとおり、回答いたします。

記

1 設置主体について

(1) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者としての国民の育成を期して行われる公の性質を有するものである。このような公教育を行う場として、幼稚園を含む学校教育法に規定する学校においては、公共性・安定性・継続性等を制度的に確保することが必要である。

このため、幼稚園についても、幼児が就学前に教育を受ける機会を等しく地域に提供する学校として、国、地方公共団体、学校法人等の公共的な性格を持つ主体が責任を持って運営する必要がある。

学校法人は「私立学校法」に規定された「私立学校の設置」のみを目的とする法人で、学校経営に必要な財産の保有を義務づけているほか、理事・監事の最低数の底上げや「評議員会（法人の適正な運営を担保するとともに法人運営に教学面を反映させるための理事会の諮問機関）」の必置が義務づけられるなど内部組織の充実がなされており、学校の公共性、安定性・継続性を確保しつつ自律的な学校運営ができるシステムとなっている。このような設置主体に関する規制は、学校設置廃止の認可、学校閉鎖命令、設置基準などのいわゆる行為規制と併せて、幼稚園が教育機関としての役割を果たしていくためには必要である。

一方、保育所における保育は社会福祉としての公共性を有し、児童福祉法にあるとおり保育に欠ける児童を保護者の委託を受けて保育する責任が市町村にある。また、認可保育所は、設置主体の別を問わず、保育の実施にかかる事務が市町村に留保されている。つまり、設置主体の別を問わず、乳幼児が実際に入所する保育所及び保育料を市町村長が決定し、市町村は、保育料を徴収するとともに、保育料と国及び地方公共団体の負担からなる運営費を、国が示した保育単価に基づいて、認可保育所に交付

する。このような制度の下、保育所については、主に行為規制により公共性等を担保することができるよう措置されていると考えられる。

なお、これに対し、学校法人等の制度の下、幼稚園は、設置者が自らの責任と判断で運営すべきものであり、入園の決定は、保護者と幼稚園の間で行われ、設置者が保育料を決定しその徴収する保育料と助成金等を基に自ら運営する責任を有する。

このように、主に行為規制により安定的な福祉サービスを提供できる保育所とは異なり、公教育の一翼を担う幼稚園は、行為規制に加え、設置主体に関する規制を行い、公共性、継続性、安定性等を確保することが必要である。

- (2) 幼稚園ではない幼児教育施設における幼児教育に起因した問題が生じたと思われる事例は、国立教育政策研究所の報告書などから承知している。例えば、国立教育政策研究所における「早期教育の実態に関する総合的な調査研究」において、いわゆる早期教育に起因する、落ち着きのなさや人間関係を形成できなくなった幼児の事例が報告されていることを承知している。

このような問題事例は、個別の事例ごとに様々な背景を有しており一概に論じられない面があると考えるが、一般的には、子どもの発達を考慮していない、いわゆる早期教育については、慎重に取り扱うべきものとする。

## 2 調理施設について

- (1) 幼稚園における給食の実施状況は次のとおりである。

(学校給食実施状況調査 平成13年5月1日現在)

給食実施幼稚園数 7,309園(全幼稚園数に対する割合 50.8%)

対象園児数 953,582人(全園児数に対する割合 54.4%)

- (2) 幼稚園教育要領(平成10年文部省告示)に示すとおり、幼稚園教育においては食事は幼児が自分であることができるようになるべき生活に必要な活動と位置付けている。

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら人間形成の基礎を培うものであり、幼稚園での幼児の昼食摂取の内容・方法は各幼稚園において幼児及び保護者の状況も考慮し決定されるべきものである。

## 3 消費者ニーズについて

中央教育審議会報告(平成12年4月17日)でも指摘されている早期入園及び預かり保育の実施などが、社会状況の変化に則して幼稚園に求められている事項と認識している。

- (1) 3歳児の幼稚園在園者数及び該当年齢に対する割合

	昭和54年	昭和59年	平成元年	平成5年	平成10年	平成14年
在園者数	156,903	202,871	259,051	322,763	371,308	398,626
割合	8.4%	13.1%	20.1%	26.1%	30.1%	33.2%

在園者数 学校基本調査（各年度5月1日現在）

割合算出に使用した該当年齢人口 学校基本調査小学校1学年児童数から推計  
平成14年は年次別出生数（厚生労働省）か  
ら推計

(2) 預かり保育実施園数及び全幼稚園数に対する割合

	平成5年	平成9年	平成12年	平成13年	平成14年
実施園数	2,859	4,197	6,860	7,761	8,473
割合	19.4%	29.2%	48.7%	55.4%	61.0%

文部科学省幼児教育課調べ

平成5年は10月1日、9年は8月1日、12年以降は6月1日現在

# 参考

## 早期教育に関する調査結果の概要

### 1 早期教育に関する研究

早期教育について様々な議論が行われてきているが、国立教育政策研究所においては、「『早期教育』の実態に関する総合的な調査研究」が平成10年度から12年度の3年間にわたり行われた。

当該研究においては、乳幼児期を対象に広く行われている種々の学習活動を『早期教育』としてとらえ、『早期教育』が保護者の養育態度や子ども自身の日常生活などに及ぼす影響を調査・分析している。

### 2 保護者の行動に関する調査結果

保護者の『早期教育』に対する意識調査の調査結果としては、親の育児不安の背景には、配偶者の育児への協力や近所づきあいの深さ等が関わっている可能性が高い、育児不安が高いことと、早い時期からの教育やよい学歴を求める教育間との関連が強い、育児不安を持つ親ほど『早期教育』を受けさせるかどうか迷ったという点について関連性が認められた。

### 3 幼児の事例

当該調査結果の中で報告されている、いわゆる早期教育が原因で不調に至った幼児の事例は次のとおりである。

5歳の男児（初診時）。2歳6ヶ月からいわゆる幼児教室に、4歳からは学習塾（週2回、工作・絵・歌・文字・計算等）に通う。

落ち着きに欠ける、特定の音に対して耳をおさえる、幼児教室で孤立し、他の幼児と同じ行動がとれない、視線を会わせることも少ないという問題を契機として、専門家に相談。

母へのカウンセリングとプレイセラピーを週1回続けるうちに、約半年ほどで、子どもにより方向の変化が見られ、人との関係を取れるようになり、視線が会い、特定の音への反応も消えた。

4歳8ヶ月の男児（初診時）。8ヶ月から3歳まで早期教育を受けており、計4ヶ所のいわゆる幼児教室に通室（フラッシュカード、豆つかみ、マット運動等）。幼稚園入園後は、家庭教師にもついた。

親子関係の形成が不十分であり、発達的な言語障害が指摘され、その後も自己中心的な行動や社会性の遅れも認められた。親が幼児教室で他の子と比較し、他の子よりも優れていることにより満足を得ていた。

心理相談、プレイセラピー及び早期教育を受けずに育てられた次子との違いを認識したことを通じて、親が早期教育の強制が自分の子を不安定にする原因となっていることに気付き、子どもが安定を取り戻し、親子関係が深まり、問題が解決の方向に向かった。